

鉄道事業者の情報セキュリティ対策等検討委員会 設置要領

(設置目的)

第1条 国土交通省は、近年の重要インフラへのサイバー攻撃情勢の緊迫化を踏まえた改正鉄道事業法施行規則の施行等に伴う具体的な内容を整理・検討するとともに、実効的なセキュリティ対策を講じるために必要な事項の整理・検討を行うため、有識者からなる鉄道事業者の情報セキュリティ対策等検討委員会（以下「検討会」という。）を設置・開催する。

(任務)

第2条 検討会は、国土交通省に対し、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 鉄道事業者における情報セキュリティ対策のあり方及び国土交通省のあり方等に関すること
- (2) その他、実効的なセキュリティ対策の検討に関して必要と認められること

(組織)

第3条 検討会は、別紙に記載する委員をもって構成する。

2 検討会の委員は、国土交通省鉄道局長が委嘱する。

(座長)

第4条 検討会の円滑な進行等をはかるため、進行役として座長を置くことができ、その職は、委員の互選により選出する。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討会)

第5条 検討会は、国土交通省が招集する。

2 検討会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 座長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求めることができる。

4 本検討会の議事、配付資料及び議事録は、原則としてその概要版を作成して公表するものとし、セキュリティの詳細等の公共の安全にかかわる事項については非公開とする。

(経費の支払)

第6条 検討会の開催に必要な旅費、謝金等の経費は、国土交通省が外部に委託した事業者（以下「委託事業者」という。）において支払業務を行う。

2 委託事業者は、検討会の委員に対し適切な謝金を国の支払い基準に準じて支払う。

3 委託事業者は、検討会の委員に対し適切な旅費を国の旅費規程に準じて支払う。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、国土交通省鉄道局総務課危機管理室において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が事務局と協議のうえ、別途定める。